

第42回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成30年2月21日（水）新発田市役所5階 会議室501	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 第43回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 氏家 信彦 (弁護士) (出席) 委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席) 委員 村田 俊一 (公募委員) (出席) 委員 時津 聖子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成29年9月1日～平成29年12月31日	
抽出案件	12件（対象工事総件数70件）	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第10号 住吉小学校体育館屋根雪対策工事 ・ 特加補第1号 加治川処理区（3127-1-1）マンホールポンプ設置工事 ・ 受託第12号 カルチャーセンター剣道場床改修工事 ・ 県単林第1号 林道新発田南部線改良工事 概算設計（全体） ・ 受託第13号 公用車車庫改築（建築）工事 ・ 改整第10号 配水管入替29-10工区（開削）工事
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	

	随意契約	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第7号 東小学校前庭舗装工事 ・ 道災第1号 田貝線災害復旧工事 ・ 教受第11号 新発田市民文化会館舞台設備改修工事 ・ 浄水第5号 板山浄水場滅菌装置等更新工事 ・ 配水第8号 内竹配水場次亜注入設備更新工事 ・ 浄水第2号 江口浄水場沈殿池ローラー取替工事
	委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
	委員会による意見の具申内容	特になし	
	その他	傍聴者2名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>○随意契約6件について (教受第7号 東小学校前庭舗装工事) (道災第1号 田貝線災害復旧工事) (教受第11号 新発田市民文化会館舞台設備改修工事) (浄水第5号 板山浄水場滅菌装置等更新工事) (配水第8号 内竹配水場次亜注入設備更新工事) (浄水第2号 江口浄水場沈殿池ローラー取替工事)</p> <p>・随意契約の規定が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定とあるが、金額の制限はないのか。</p> <p>・規定に該当すれば金額の多寡に関係なく随意契約を行うということか。</p> <p>・特許製品や1つの業者しかできない工事の発注となると、ほとんど限定される業者に発注することになるのか。</p> <p>・1つの業者にしかできない工事となると、業者からすると見積合せで高い価格を出しやすいのではないのか。</p>	<p>・ない。</p> <p>・そうである。</p> <p>・総入れ替え以外の場合はそうなる。別の業者に発注すると、不具合が生じた場合にどちらに原因があるのかを線引きしづらいため、随契理由として認められている。</p> <p>・予算を決める段階で来年度工事の予算見積りを業者に提出してもらい、発注する時に再度入札金額を入れてもらうが、予算見積り時の金額は目安での金額になるので、業者の言いなりといえはその通りになってしまう。</p>

意見・質問	回答
<p>・見積合せというのは業者が提出してくる見積の中身を精査するのか。</p> <p>・その場合、予定価格は業者には知らせないのか。</p> <p>○制限付一般競争入札 (教受第10号 住吉小学校体育館屋根雪対策工事) (特加補第1号 加治川処理区(3127-1-1)マンホールポンプ設置工事) (受託第12号 カルチャーセンター剣道場床改修工事) (県単林第1号 林道新発田南部線改良工事 概算設計(全体)) (受託第13号 公用車車庫改築(建築)工事) (改整第10号 配水管入替29-10工区(開削)工事)</p> <p>・総合評価の価格評価点はどのように求めているのか。</p>	<p>・予定価格と業者が提出した金額をすり合わせる。業者の金額が予定価格より高ければ、もう一度見積書を提出してもらおう。</p> <p>・知らせない。</p> <p>・提案型の価格評価点の満点は、予定価格と最低制限価格の間で一番安い価格を入れた場合の77点である。技術評価点の満点は23点である。価格評価点は、最低入札価格を入札価格で割って77をかけて求められる。価格点が0になるのは、入札価格が予定価格をオーバーしている時である。この場合、技術点は先に評価されているため点数はつくが、基本的に価格点が0の業者が選ばれることはない。仮に価格評価点が77点満点であっても技術評価点と合計した点数が、他業者より低ければ選ばれない。単に価格だけを見るのではなく技術力をみて評価をするとい</p>

意見・質問	回答
<p>・技術評価点というのは最初から決まるのか。金額が変わったから技術評価点が変わるということはないのか。</p> <p>・大型の受注案件はおのずと業者がきまってくるのではないのか。</p> <p>・同ランクの業者内でも過去の実績や技術力が他業者より良いところが出てくるのではないのか。</p> <p>・新発田市の業者の数は限られているため、毎年受注金額の高い業者は固定してくるのではないのか。</p> <p>・(特加補第1号について) 最低制限価格がなしとなっているが、これはなぜ最低制限価格がないのか。</p> <p>(2) 第43回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>・次回の事案抽出を村田委員に委任する。</p>	<p>うのが総合評価落札方式である。実績型は、価格評価点は82点満点、技術評価点は18点満点としている。</p> <p>・技術評価点自体が変わることはない。ただし工事の種類によってそれまでにどういう実績があったのかをみるので、毎回同じ点数にはならない。</p> <p>・発注金額によってランクがあり、それぞれのランクの業者に発注している。大きな金額のものはAランクに発注している。小さい金額の入札にAランクの業者は参加できない。</p> <p>・実績を出すのは業者であり、新発田市以外の県の工事なども実績にはいるため、技術点は新発田市発注工事だけで計算することはできない。業者が提出する実績によって点数は変わるため、初めから業者の点数がわかっているということはない。</p> <p>・その通りで、ある程度この金額でこの工事だとこの業者しかできないだろうということはある。</p> <p>・マンホールポンプ設置工事はポンプという製品が主となっているもので、工事費のほとんどが設置費よりもポンプの製品費であるため、最低制限価格を設けるとポンプ自体を納められないという結果になる場合がある。こういった場合には最低制限価格を設けていない。</p>

意見・質問	回答
<p>(3) その他</p> <p>・次回第43回委員会開催日程について</p> <p>日時：平成30年6月20日（水）午後3時から 会場：市役所5階 会議室501</p> <p>4 閉会</p>	